

くまもとの果樹生産基盤強化事業実施要領

（趣旨）

第1条 くまもとの果樹生産基盤強化事業（以下「本事業」という）の実施については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）及び熊本県農林水産業振興補助金等交付要項（以下「要項」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

（目的）

第2条 果樹園は傾斜地による作業性の低さや、担い手の高齢化と減少により産地規模の縮小が深刻化している。加えて、近年は温暖化等気象変動の影響により、生産量や品質が不安定化している。本事業は、果樹産地の持続可能な発展のために、生産性の高い樹園地の基盤整備、樹園地の中間管理支援、気象変動への対応等を実証し、果樹生産基盤の強化を図ることを目的とする。

（事業内容）

第3条 本事業の事業内容は、別紙1のとおりとする。

（採択基準）

第4条 補助採択基準は、別紙1のとおりとする。

（事業実施計画承認申請、補助金交付申請）

第5条 次に掲げる計画書の様式は、別記第1号様式によるものとする。

- ・要項第3条の事業実施計画書
- ・要項第5条第1項の事業実施変更計画書
- ・要項第6条第2項第1号の事業計画書
- ・要項第8条第2項の事業変更計画書

（事業の補助金等交付決定前着手）

第6条 要項第9条第1項の補助金等交付決定前着手承認申請書の様式は、別記第2号様式とする。

（事業実績報告）

第7条 要項第13条第2項第1号の事業実績書の様式は、別記第3号様式によるものとする。

（事業実施状況報告）

第8条 事業主体は、事業実施年度から3年間、毎年事業計画に定めた目標に対する実施状況を翌年度の7月末までに別記第4号様式により知事に報告するものとする。

(財産処分の制限)

第 9 条 要項第 17 条に規定する別に定める期間は、別表 2 に定める期間とする。

(事業の推進)

第 10 条 本事業の実施に当たっては、所期の目的を達成するため、行政、農業団体等の関係機関は相互の連携に努め、本事業の円滑な推進を図るものとする。

(雑則)

第 11 条 県は必要に応じて事業主体等に対し、事業の実施状況及び経理内容等について報告を求め、現地調査等を実施することができるものとする。

2 本事業の実施に当たって、事業主体は、災害や管理作業の危険性がないように対策を講じること。

3 本事業の実施に当たって、補助事業者は、事業主体が虚偽の申請をしたことが判明した場合には、知事に報告するとともに、当該事業主体に対し補助金の全額を返還させるなど適切な措置を講じるものとする。

4 本事業の実施に必要な事項については、規則、要項及びこの要領に定めるもののほか、必要に応じて別途定める。

附 則

この要領は、令和 8 年 4 月 17 日から施行し、令和 8 年 4 月 17 日から適用する。